

託送料金の変更等に伴う 電気料金の見直しについて

2024年2月6日
東北電力株式会社

1. 見直しの背景	3	<補足資料> 特定小売料金原価への反映方法	23
・1-1 見直しの背景		・総原価への反映結果	
・託送料金の改定		・変動原価の固定費・可変費への区分	
・1-2 託送料金改定の概要		・変動原価の規制部門／自由化部門への配分	
・レベニューキャップ制度における収入見通しの期中調整		・料金単価の反映方法	
・発電側課金制度の概要①			
・発電側課金制度の概要②			
2. 電気料金の設定について	10		
・2-1 電気料金の仕組み			
・今回の見直し対象			
・2-2 電気料金の設定について			
・規制部門の見直し内容			
・低圧自由化部門の見直し内容			
・高圧以上の見直し内容			
3. 供給条件の変更について	18		
・供給条件の変更内容			
4. お客さまへのご説明について	21		
・お客さまへのお知らせ方法			

平素から弊社事業に関しまして、ご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

燃料価格・卸電力市場価格の高騰に伴う昨年6月の電気料金値上げにおきましては、皆様に大変なご負担をおかけしております。現時点では燃料価格が一時期と比べて落ち着いていることから、燃料費調整制度を通じまして、毎月の電気料金に反映させていただいております。

そのような中、一般送配電事業者が2023年12月に申請していました、2024年4月に導入される「発電側課金」制度やレベニューキャップ制度に基づく期中調整を反映した託送供給等約款が本年1月17日に認可され、本年4月から新たな託送料金が適用されることになりました。

弊社はこれを受け、制度趣旨に則り、2024年4月から新たな託送料金を反映し、電気料金を見直すこととし、本日、特定小売供給約款における経過措置料金を届出いたしました。また、自由化部門における料金メニューに関しても、同様の見直しを行います。

今回の見直しに関しましては、託送料金に応じて算定しており、変動部分をすべて電力量料金に反映した結果、規制部門・自由化部門ともに値下げとなっています。

加えて、高圧以上の料金につきましては、燃料費調整制度に係る諸元の見直し等を行います。

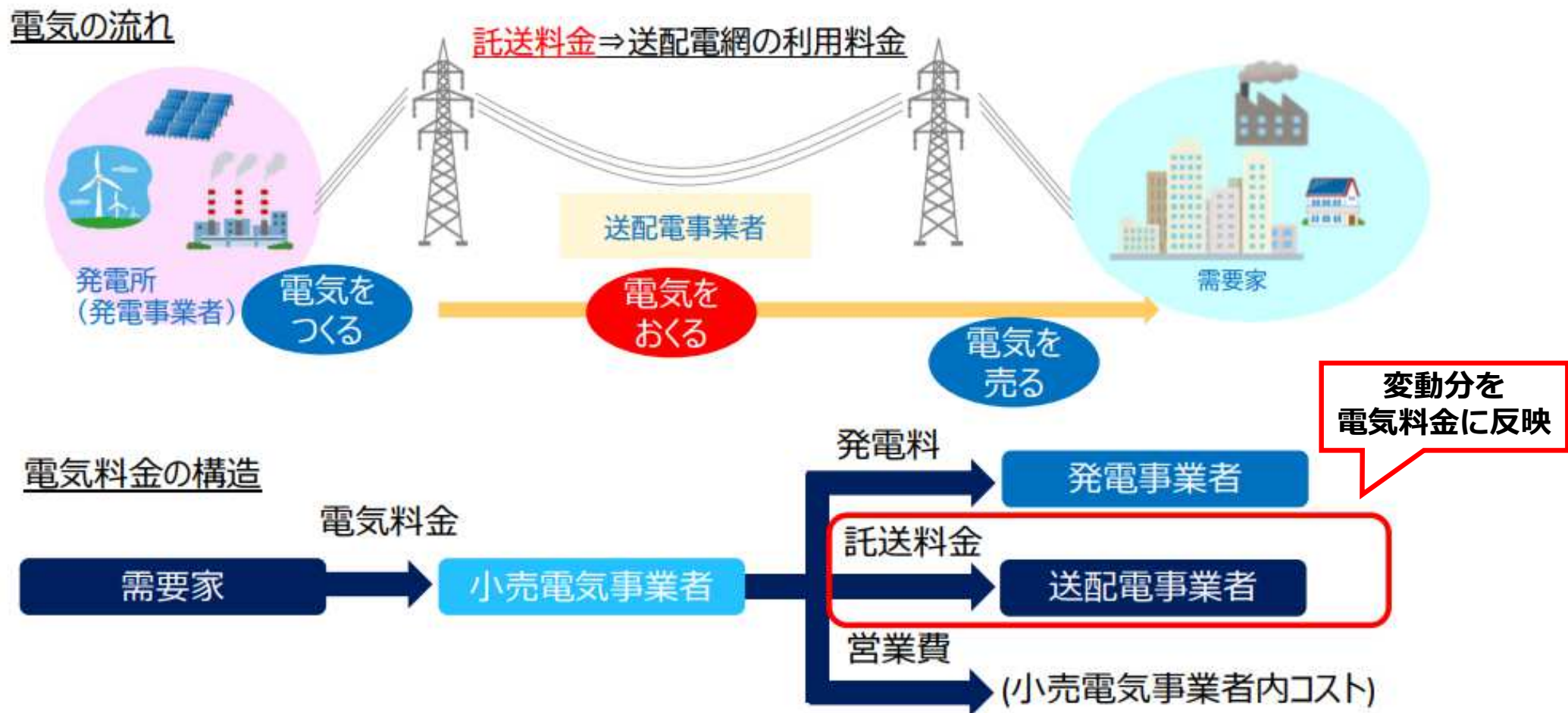
弊社は、引き続き徹底した経営効率化の下で、電力の安定供給に最大限取り組んでまいります。さらに、お客さまのご負担軽減につながる電気の効率的なご利用方法のご提案などにも、より一層取り組んでまいります。

何卒ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

1. 見直しの背景

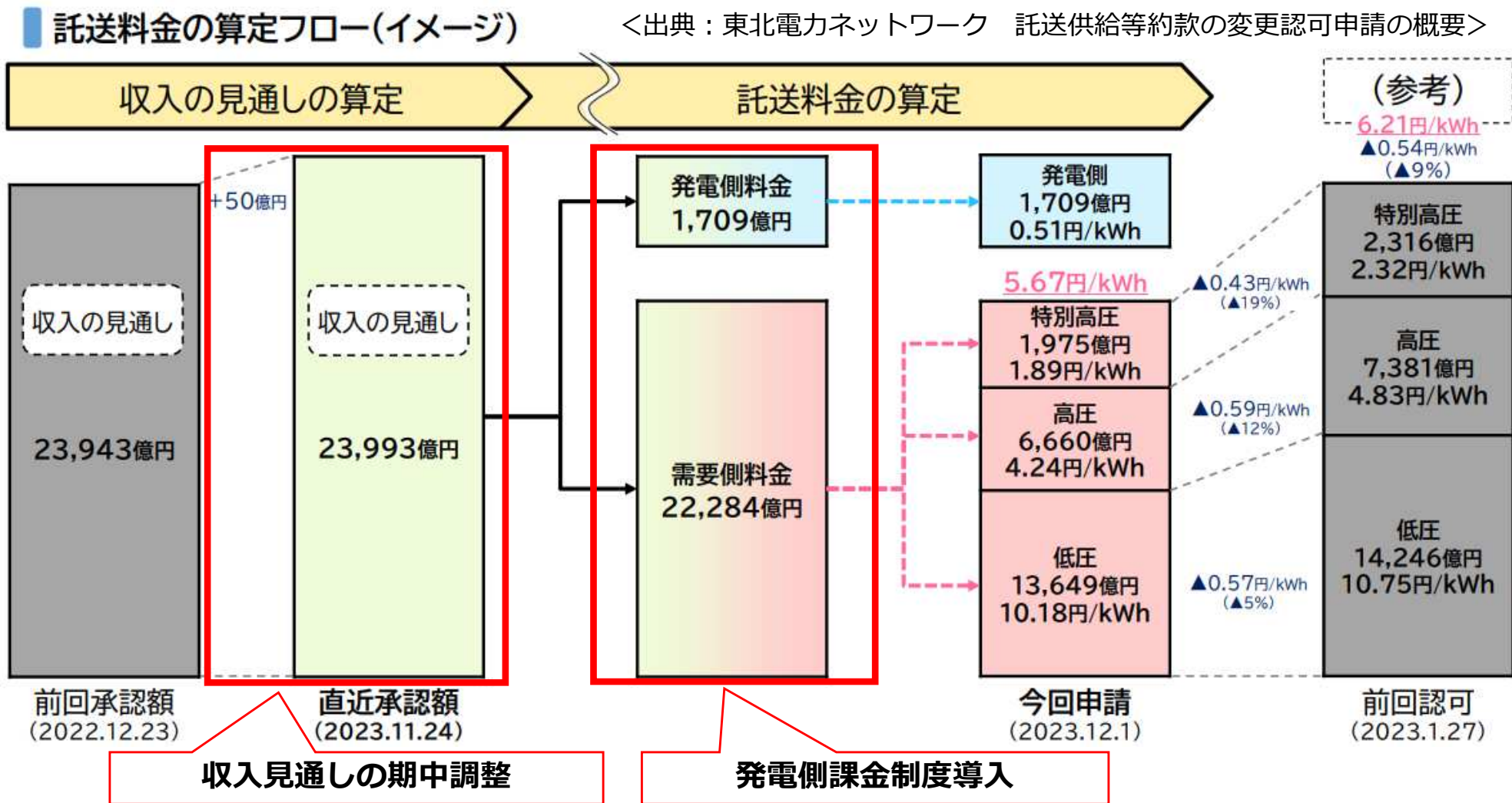
1-1. 見直しの背景（託送料金の改定）

- 託送料金とは、お客さまに電気をお届けする際に、小売電気事業者などが一般送配電事業者に支払う送配電網の利用料金を指します。
- 電気料金は大きく分けて、発電事業者が「電気をつくる」ための費用（発電料）、送配電事業者が「電気をおくる」ための費用（託送料金）、小売電気事業者が「電気を販売する」ための費用（営業費）で構成されております。
- このたび、**電気料金の一部である託送料金が改定されることから、当社はその変動分を反映するため、2024年4月より、電気料金の見直しを行う**こととしました。



1-2. 託送料金改定の概要

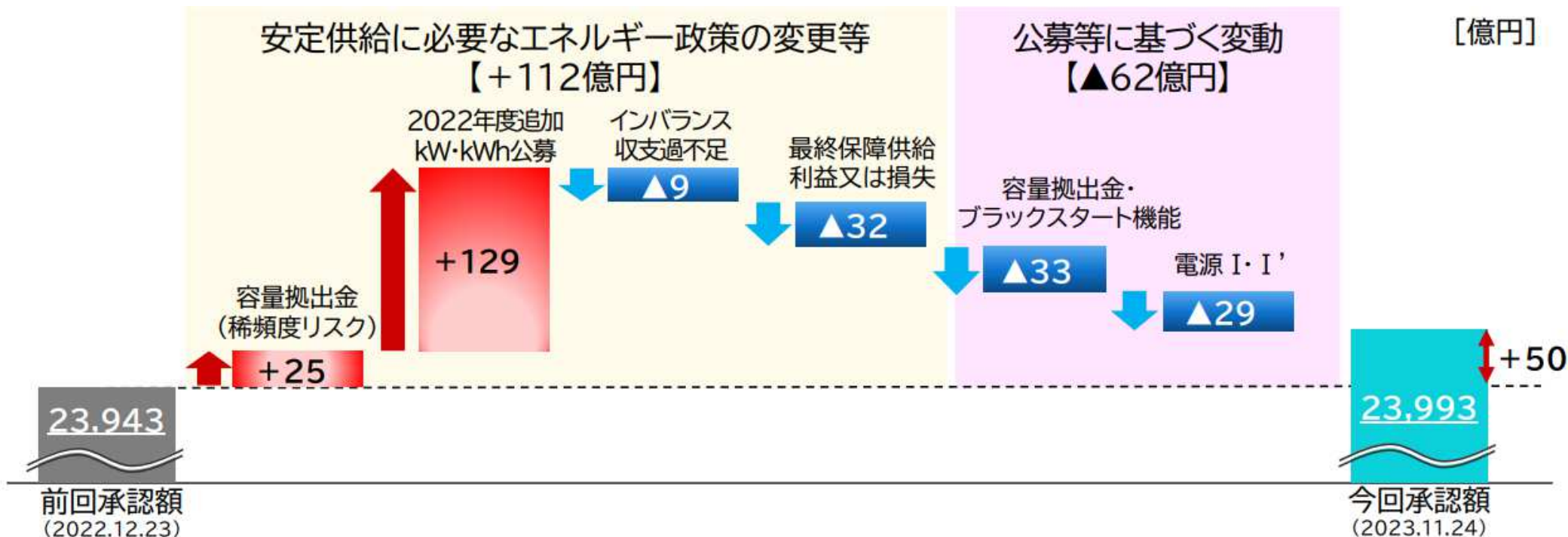
- 一般送配電事業者は、**2023年11月24日に国の承認を得た「託送供給等に係る収入の見通しの期中調整」を反映しつつ、発電側課金制度の導入に向けた託送料金の改定**を同年12月に国へ申請し、**本年4月より実施することについて**、本年1月17日に経済産業省より認可を得ております。



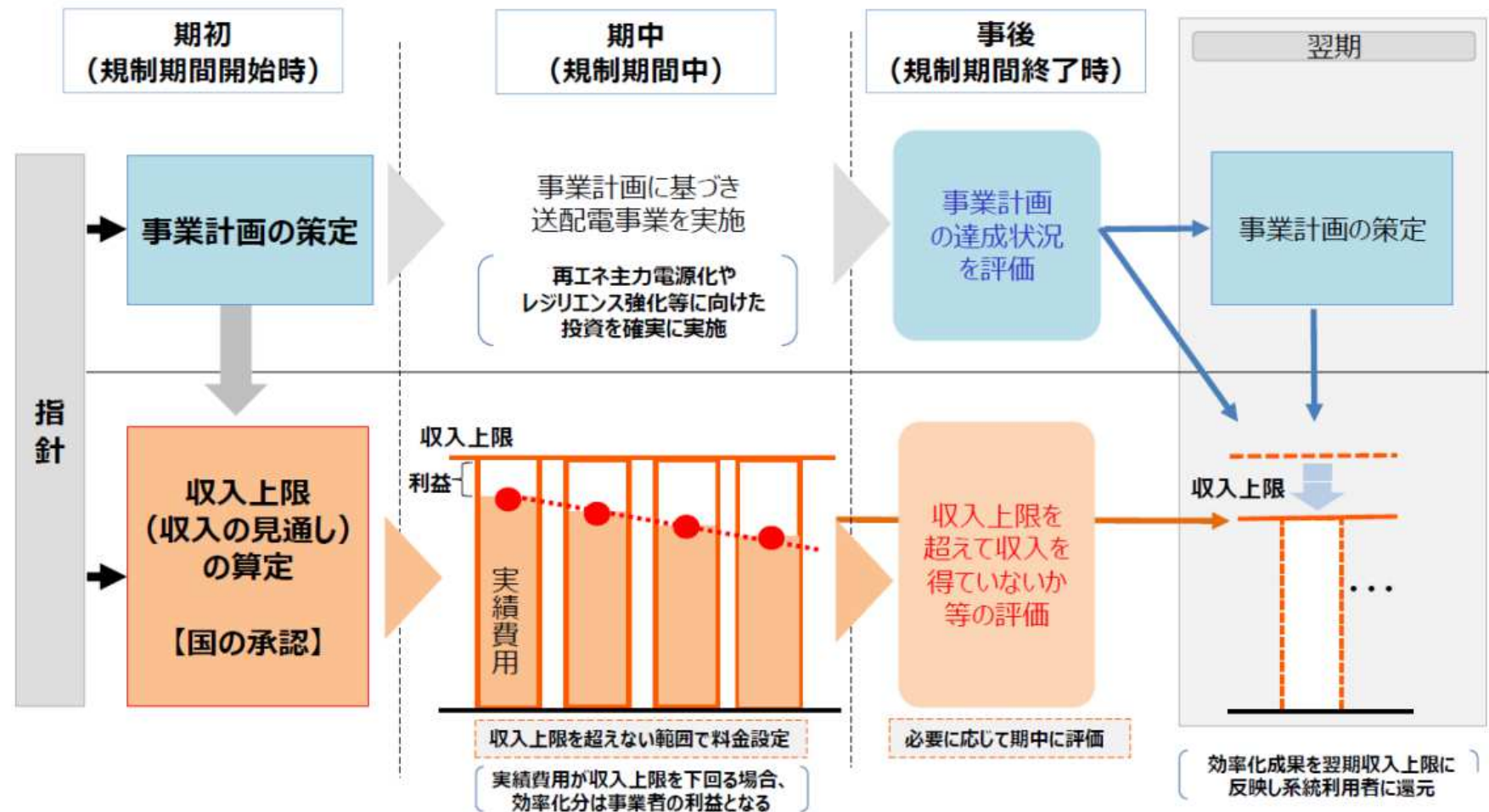
1-2. 託送料金改定の概要（レベニューキャップ制度における収入見通しの期中調整）

- 2023年度から導入された新たな託送料金制度「レベニューキャップ制度」では、一般送配電事業者が、定められた規制期間（5年間）における『事業計画』を策定するとともに、この計画の実施に必要な費用として国から承認を受けた「収入の見通し（＝レベニューキャップ）」を基に、託送料金を設定しています。
- この制度では、基本的に規制期間中（5年間）の託送料金は一定とすることを基本としつつ、**規制期間中においても、エネルギー政策の変更等に伴って発生する外生的費用の変動分を収入の見通しに反映できる『期中調整』の仕組みが設けられています。**
- 東北電力ネットワークでは、**2022年度追加kW・kWh公募といった安定供給に必要なエネルギー政策の変更等に伴い発生した費用や、公募等により確定した費用を収入の見通しに反映するため**、収入の見通しの変更承認申請（期中調整申請）を実施し、2023年11月24日に国の承認を得るとともに、それに基づき設定した託送料金が、本年1月17日に認可されております。

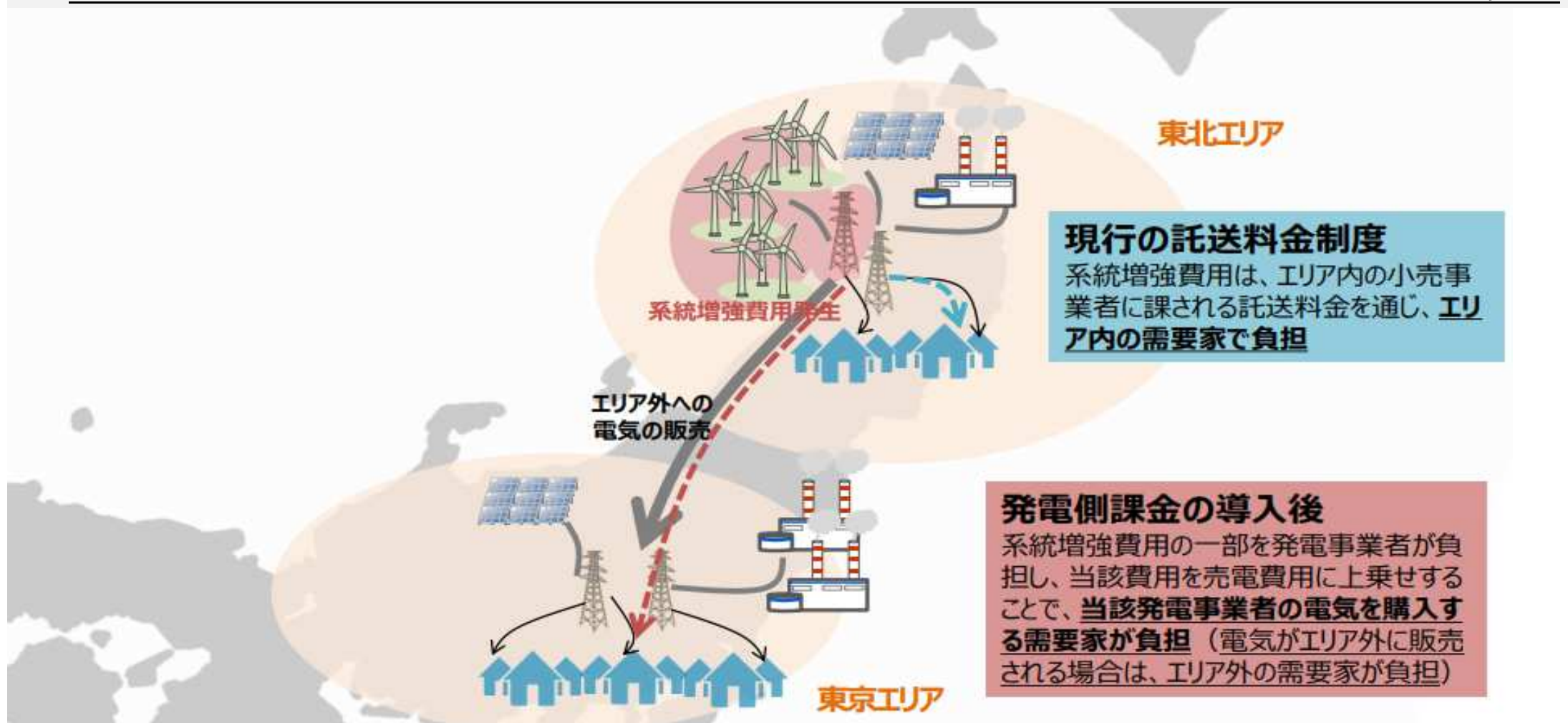
＜出典：東北電力ネットワーク 託送供給等約款の変更認可申請の概要 一部抜粋 ※金額は5年合計 ＞



- 送配電事業を取り巻く環境変化を背景に、送配電事業者が安定供給に向けて必要な投資を着実に実施できるように、託送料金制度の改革が行われ、ヨーロッパの事例等を参考にし、2023年4月から新たな託送料金制度として、レベニューキャップ制度が導入されています。
- レベニューキャップ制度では、一般送配電事業者が、定められた規制期間（5年）の『事業計画』を策定するとともに、この計画の実施に必要な費用である「収入の見通し（＝レベニューキャップ）」を国に申請し、承認を受けることで、託送料金を設定しています。



- **発電側課金制度とは**、システムを効率的に利用し、再エネ導入拡大に向けた系統増強を効率的かつ確実にを行うため、小売事業者が負担している送配電設備の維持・拡大に必要な費用について、**発電事業者の一部の負担を求め、より公平な費用負担とする制度**であり、**2024年度より導入が予定**されております。
- 従来の託送料金制度では、再エネ電源の導入などに伴う系統増強費用（託送料金）は、エリア内の小売事業者を通じて当該エリア内の需要家のみが負担していましたが、**発電側課金制度の導入後は、価格転嫁を通じ、当該エリアで発電された電気を利用する他エリアの小売事業者（需要家）も系統増強費用を負担することになります。**



1-2. 託送料金改定の概要（発電側課金制度の概要②）

- このような託送料金の負担主体の変更に伴って、当社の現在の小売規制料金の原価項目（費用等）のうち、本制度導入前の託送料金を基に算定した項目に金額の変動が生じるため、小売規制料金の改定が必要となるものです。

※数値はあくまでイメージであり、小売料金は制度導入前後で変動

<現行の託送料金制度>

【託送料金総額：100】

エリア内の小売事業者（需要家）に100%課金

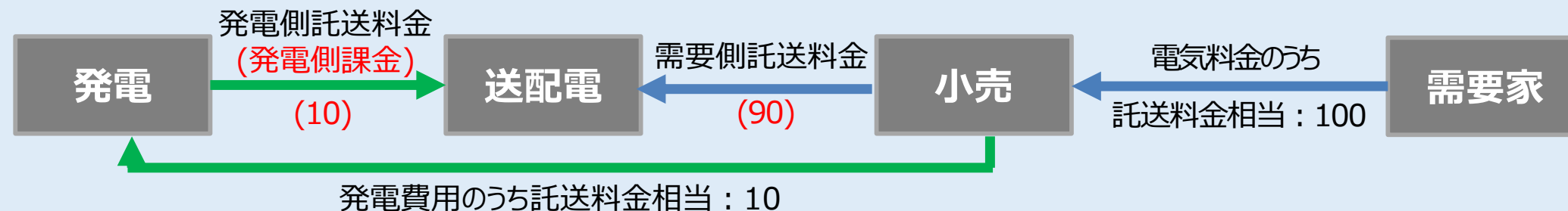


<発電側課金の導入後（イメージ）>

【託送料金総額：100】

発電事業者にも課金

→エリア内で発電された電気を他エリアで使用する場合、価格転嫁を通じ、他エリアの小売事業者（需要家）も負担



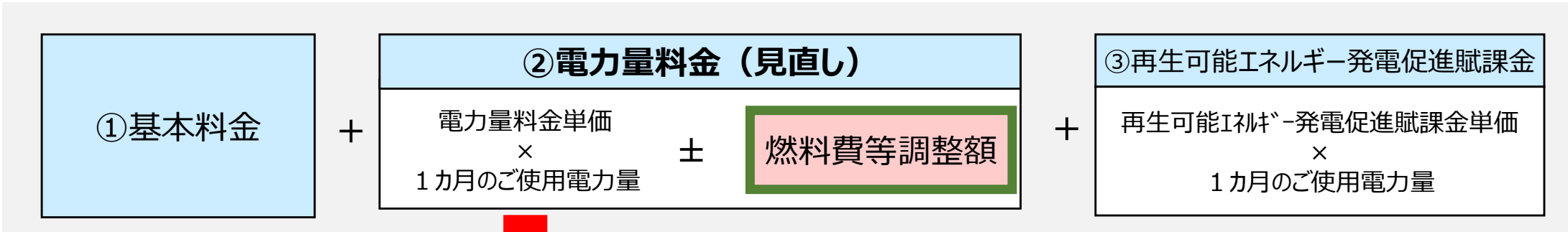
<出典：2023年4月制度設計専門会合 発電側課金について中間とりまとめ概要 一部加工>

2. 電気料金の設定について

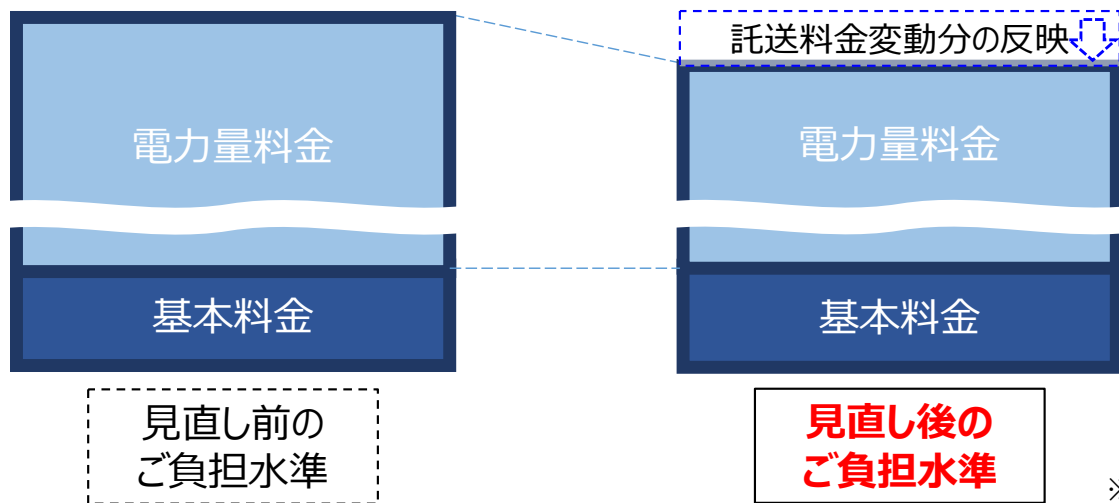
2-1. 電気料金の仕組み（今回の見直し対象）

- 電気料金は、契約電流などに応じてご負担いただく「①基本料金」、電気のご使用量に応じてご負担いただく「②電力量料金」、電気のご使用量に応じて国が定めた単価によりご負担いただく「③再生可能エネルギー発電促進賦課金」により構成されています。
- このたびは、発電側課金制度の導入およびレベニューキャップ期中調整に伴う託送料金の変動分について反映することとし、全ての電圧において、電力量料金のみ見直しを行います（電力量料金単価の引き下げ）。

【電気料金の仕組み】



【託送料金変動に係る料金単価の見直し※（ご負担イメージ）】



＜電力量料金単価の見直し＞
発電側課金・レベニューキャップ期中調整の託送料金の変動分を反映（電力量料金単価の引き下げ）

- ◆ 当社として一般送配電事業者に支払う託送料金が減少します。
- ◆ そのため、託送料金の変動分を電力量料金単価に反映します（引き下げ）。
- ◆ 引き下げ幅はご契約されているメニュー（電圧）によって異なります。

※東北6県・新潟県内において当社とご契約のお客さまに適用する料金メニューの場合

2-2. 電気料金の設定について（規制部門の見直し内容）

- 小売規制料金について、一般的なご家庭で契約いただいている料金メニューである従量電灯Bでは、**電力量料金を1kWhあたり0.09円値下げ**いたします（基本料金の見直しはありません）。

【主な契約種別の見直し内容】

(税込)

契約種別	区分		現行単価	新単価	変動幅
従量電灯B	基本料金(10Aあたり)		369.60円	369.60円	—
	電力量料金 (1kWhあたり)	最初の120kWhまで	29.71円	29.62円	▲0.09円
		120kWhをこえ300kWhまで	36.46円	36.37円	▲0.09円
		300kWhをこえる分	40.41円	40.32円	▲0.09円
従量電灯C	基本料金(1kVAあたり)		369.60円	369.60円	—
	電力量料金 (1kWhあたり)	最初の120kWhまで	29.71円	29.62円	▲0.09円
		120kWhをこえ300kWhまで	36.46円	36.37円	▲0.09円
		300kWhをこえる分	40.41円	40.32円	▲0.09円
低圧電力	基本料金(1kWあたり)		1,300.89円	1,300.89円	—
	電力量料金 (1kWhあたり)	夏季	27.22円	27.09円	▲0.13円
		その他季	25.77円	25.64円	▲0.13円

モデルケース	1カ月の使用量	見直し前のお支払い額	見直し後のお支払い額	影響額	変動率
従量電灯B(契約電流30A)	260kWh	7,545円	7,521円	▲24円	▲0.32%
従量電灯C(契約容量13kVA)	810kWh	28,584円	28,511円	▲73円	▲0.26%
低圧電力(契約電力6kW)	340kWh	13,256円	13,212円	▲44円	▲0.33%

※低圧電力のお支払い額には、「その他季」の電力量料金単価を適用し、力率は90%で算定しています。

※見直し前後のお支払い額には燃料費等調整額（政府による激変緩和措置 ▲3.5円/kWhを含む2024年3月分燃調単価 ▲9.99円/kWh）および再エネ賦課金（2023年5月～2024年4月分に適用される1.40円/kWh）を含む料金（実負担水準）を記載。

2-3. 電気料金の設定について（低圧自由化部門の見直し内容）

- 低圧自由化部門についても、小売規制料金と同様に、電力量料金単価のみ見直しいたします（基本料金の見直しはありません）。

【主な契約種別の見直し内容】

(税込)

契約種別	区分		現行単価	新単価	変動幅	
よりそう+ eねっとバリュー	基本料金(アンペアごとに設定。右記は10Aの場合)		314.60円	314.60円	—	
	電力量料金 (1kWhあたり)	最初の120kWhまで	29.71円	29.62円	▲0.09円	
		120kWhをこえ300kWhまで	36.46円	36.37円	▲0.09円	
		300kWhをこえる分	40.41円	40.32円	▲0.09円	
よりそう+ ファミリーバリュー	基本料金(1kVAにつき)		369.60円	369.60円	—	
	電力量料金 (1kWhあたり)	最初の400kWhまで	34.16円	34.07円	▲0.09円	
		400kWhをこえる分	39.11円	39.02円	▲0.09円	
よりそう+ シーズン&タイム	基本料金(10kVAまで/主開閉器)		2,376.00円	2,376.00円	—	
	電力量料金 (1kWhあたり)	昼間 (8-22時)	夏季・冬季ピーク	52.31円	52.21円	▲0.10円
			その他季ピーク	48.39円	48.29円	▲0.10円
			オフピーク	35.90円	35.80円	▲0.10円
		夜間(22-8時)		27.99円	27.95円	▲0.04円

モデルケース	1カ月の使用量	見直し前のお支払い額	見直し後のお支払い額	影響額	変動率
よりそう+ eねっとバリュー(契約電流30A)	260kWh	7,490円	7,466円	▲24円	▲0.32%
よりそう+ファミリーバリュー(契約容量6kVA)	600kWh	18,549円	18,495円	▲54円	▲0.29%
よりそう+シーズン&タイム(契約容量10kVA)	770kWh	23,043円	22,993円	▲50円	▲0.22%

※見直し前後のお支払い額には燃料費等調整額（政府による激変緩和措置▲3.5円/kWhを含む2024年3月分燃調単価▲9.99円/kWh）および再エネ賦課金（2023年5月～2024年4月分に適用される1.40円/kWh）を含む料金（実負担水準）を記載。

- 高圧以上のメニューについては、規制料金と同様に託送料金変動分を電力量料金単価に反映するとともに、より新しい電源構成や燃料価格等を反映するため、燃料費等調整に使用している算定諸元を、低圧料金と同様の諸元に合わせる見直しを行います^注。

注：今回の見直しは、2023年4月1日実施の実施要綱の本則の料金が適用中のお客さまが対象。附則適用中のお客さまは契約更改後に見直し後の料金を適用。

【見直し前後の算定諸元】

		見直し前	見直し後
基準燃料価格		85,400円/kl	83,500円/kl
基準単価 (税込)	高 圧	21銭3厘	19銭0厘
	特別高圧	20銭6厘	18銭4厘
換算係数 ($\alpha \cdot \beta \cdot \gamma$)	原 油	0.0247	0.0259
	L N G	0.2573	0.2563
	石 炭	0.8912	0.8915

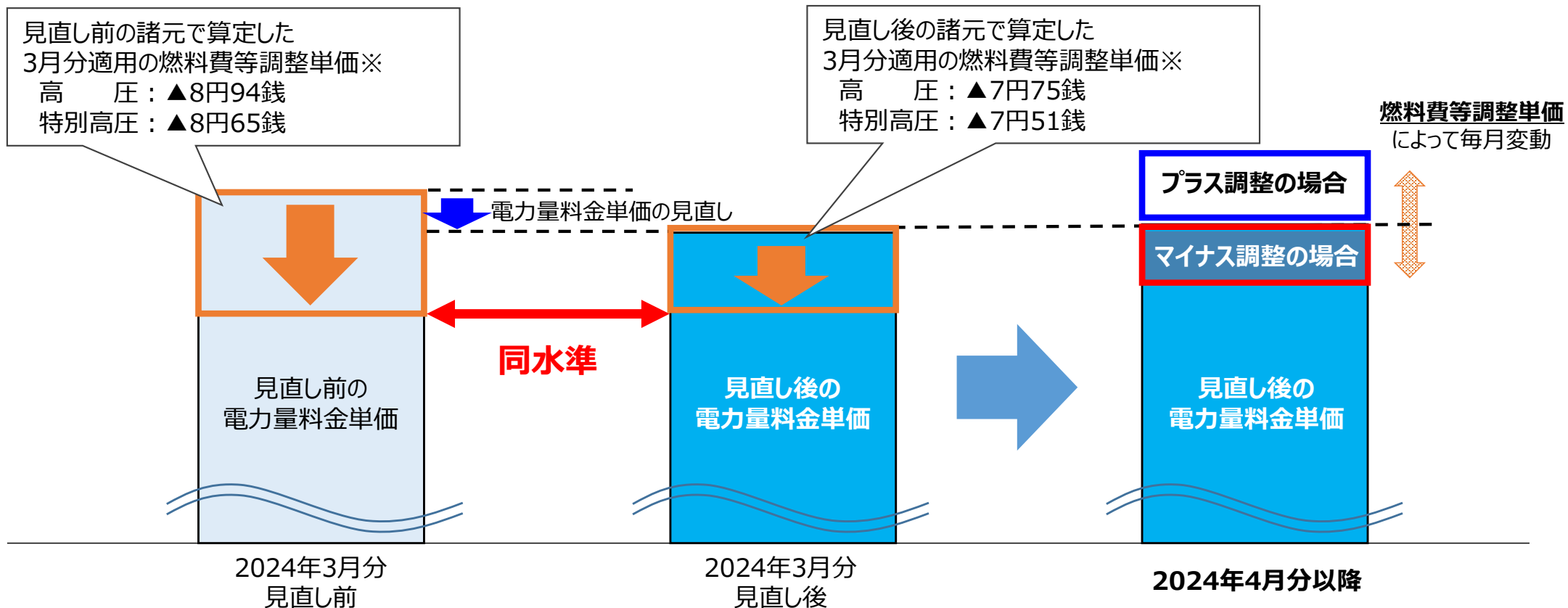
※離島ユニバーサルサービス調整および市場価格調整に係る諸元の見直しは行いません。

2-4. 電気料金の設定について（高圧以上の見直し内容（2））

- 燃料費等調整の算定諸元見直しを行うため、電力量料金単価についてもあわせて見直しを行います。
- 見直しの前後で、燃料費等調整単価に差異が生じることから、燃料費等調整後の電気料金の水準が変わらないよう、電力量料金単価を見直すものです注。
- 2024年4月以降は新たな諸元に基づき当該月分の燃料費等調整単価を適用し、電力量料金を計算いたします。

注：最新の貿易統計(2023年10月～12月)により算定される2024年3月分の燃料費等調整単価を用いて電力量料金を算定した場合に、お客さまのご負担が変わらないように見直し。

【見直し前後の電力量料金単価と燃料費等調整単価イメージ】



※離島ユニバーサルサービス調整および市場価格調整を含み、政府による激変緩和措置（高圧：▲1.80円/kWh）は含まない

2-4. 電気料金の設定について（高圧以上の見直し内容（3））

- 高圧以上の見直し後の料金単価は以下のとおりです。

【主な契約種別の見直し後の料金単価（2023.4.1実施の新料金（本則）の見直し内容）】

(税込)

契約種別	区分		現行単価	新単価	変動幅(カッコ内託送変分)
高圧電力	基本料金（1kWにつき）		2,350.70	2,350.70	0.00
	電力量料金 (円/kWh)	夏季料金	30.89	29.59	▲1.30(▲0.11)
		その他季料金	29.90	28.60	▲1.30(▲0.11)
業務用季節別 時間帯別電力	基本料金（1kWにつき）		2,031.70	2,031.70	0.00
	電力量料金 (円/kWh)	ピーク	36.80	35.42	▲1.38(▲0.19)
		夏季昼間	35.26	33.88	▲1.38(▲0.19)
		その他季昼間	34.20	32.82	▲1.38(▲0.19)
		夜間	27.64	26.45	▲1.19(0.00)
特別高圧電力B (60kV)	基本料金（1kWにつき）		2,101.00	2,101.00	0.00
	電力量料金 (円/kWh)	夏季料金	29.15	27.95	▲1.20(▲0.06)
		その他季料金	28.24	27.04	▲1.20(▲0.06)
特別高圧季節別 時間帯別電力A (60kV)	基本料金（1kWにつき）		1,969.00	1,969.00	0.00
	電力量料金 (円/kWh)	ピーク	33.13	31.88	▲1.25(▲0.11)
		夏季昼間	31.86	30.61	▲1.25(▲0.11)
		その他季昼間	30.90	29.65	▲1.25(▲0.11)
		夜間	26.32	25.18	▲1.14(0.00)

2-4. 電気料金の設定について（高圧以上の見直し内容（4））

- 高圧以上のお客さまの料金単価見直しによる影響額は、契約種別ごとのモデルケースでは以下のとおりです。

高圧500kW以上のお客さま

- 事務所ビル・商業施設等のお客さま（業務用季節別時間帯別電力）
 - ・ 契約電力：1,000 kW
 - ・ 月間使用電力量：270,000 kWh の場合
- 工場等のお客さま（高圧季節別時間帯別電力）
 - ・ 契約電力：1,000 kW
 - ・ 月間使用電力量：320,000 kWh の場合

ひと月あたりの料金での比較

改定前	改定後	改定額	改定率
約765.3万円	約762.6万円	約▲2.7万円	▲0.35%

ひと月あたりの料金での比較

改定前	改定後	改定額	改定率
約855.9万円	約852.8万円	約▲3.1万円	▲0.36%

高圧500kW未満のお客さま

- 事務所ビル・商業施設等のお客さま（業務用電力）
 - ・ 契約電力：90 kW
 - ・ 月間使用電力量：20,700 kWh の場合
- 工場等のお客さま（高圧電力S）
 - ・ 契約電力：130 kW
 - ・ 月間使用電力量：31,200 kWh の場合

ひと月あたりの料金での比較

改定前	改定後	改定額	改定率
約62.5万円	約62.3万円	約▲0.2万円	▲0.36%

ひと月あたりの料金での比較

改定前	改定後	改定額	改定率
約88.3万円	約88.0万円	約▲0.3万円	▲0.39%

※ 力率は100%で算定。

※ 料金には、燃料費等調整額（公表時点で最新となる2024年3月分の燃調単価（高圧_改定前:▲10.74円、改定後:▲9.55円。政府による激変緩和措置▲1.8円/kWh含む））および再エネ賦課金（2023年5月分～2024年4月分に適用される1.40円/kWh）を含む。

3. 供給条件の変更について

3. 供給条件の変更内容（規制部門）

- 当社は今回の料金改定に伴い、料金率の変更を行いますが、その他の供給条件については、お客さまに実質的な影響が生じる供給条件の見直しはありません。
- 規制部門については、以下のとおり、根拠条文の変更など、約款変更に伴い発生する、形式的な規定の修正のみを行うこととしております。

【規制部門】

項目	概要
約款変更に係る根拠条文の変更	値下げ届出のため、旧電気事業法第19条第4項に基づく届出へ修正
実施期日の変更	実施期日の変更（2023年6月1日→2024年4月1日）
適用が終了した切替措置の削除	前回改定において規定した契約期間に係る取扱い※について、実施日以降不要な規定となるため削除 ※前回改定において、契約期間を4/1～3/31の年度単位としたことに伴い、実施日以前から契約継続中のお客さまに係る初年度の取扱いを入念規定したもの

- 自由化部門についても、供給条件の見直しを行います。
- いずれの見直しもお客さまへの実質的な影響はないと考えておりますが、今後も業務効率化に努めることで全体的なコスト削減につなげてまいります。

【高圧以上】

ご契約期間の見直し（年度単位でのご契約へ変更）

- ✓ 契約期間について、これまでは、需給契約が成立した日から料金適用開始後1年目の日までとしておりましたが、契約期間管理の観点およびお客さまの簡明性の観点から、今後は、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年3月31日までの期間）の末日までに変更いたします。
- ✓ これにより、年度単位（4月1日から翌年3月31日までの期間）での契約更新となります。
- ✓ 具体的には、2025年4月1日から年度単位での契約更新といたします。

【自由料金共通】

契約変更の要件に係る具体例の明確化

- ✓ 当社は、民法第548条の4項の規定に基づき、社会情勢の変化等合理的な理由がある場合は、供給条件を見直すことがある旨、記載しておりますが、その合理的な理由について、より具体化した記載を追加し、より分かりやすくなるよう規定の明確化を行いました。
- ✓ 具体的には、契約変更の要件として「発電費用もしくは電源調達費用の著しい変動」がある場合を追加しました。

契約締結時書面交付省略に係る規定の明確化

- ✓ 契約締結時や更新時等に当社から交付する書面について、電子メールの送信等の電磁的方法により代替することがある旨、電気事業法の記載に即した形での記載に見直し、より分かりやすくなるよう規定の明確化を行いました。

4. お客様へのご説明について

- 電気料金の見直し内容等については、当社ホームページ内の専用サイト等で幅広くお知らせします。
- また、自由料金のお客様にはダイレクトメールを送付することにより変更内容をお知らせするほか、専用のフリーダイヤルを設置し、電気料金の見直し内容等に関するお客様からのお問い合わせに対応してまいります。

<p>お知らせ方法</p>	<p>● 当社ホームページ内で今回の見直し内容をご紹介します。</p>  <p>当社サイトはこちら</p> <p>(当社ホームページ)</p> 
<p>お問い合わせへの対応</p>	<p>● 電気料金の見直し内容等に関するお客様からのお問い合わせにつきましては、専用のフリーダイヤルにより対応してまいります。</p> <p>専用 フリーダイヤル</p> <p>0120-485-801</p> <p>平日9時～17時（土日祝日を除く）</p>

【補足資料】 特定小売料金原価への反映方法

- 今回の託送料金見直しに伴う総原価（3か年平均）は、1兆9,698億円（現行との差▲46億円）となり、このうち、**規制部門の総原価は、3,289億円（現行との差▲8億円）**となりました。

【総原価（2023～2025年度の3か年平均）】

（単位：億円）

原価の変動要因

	今回原価		現行原価	差
	A	構成比		
人件費	459	2.3%	459	—
燃料費	10,936	55.5%	10,936	—
修繕費	797	4.0%	797	—
減価償却費	947	4.8%	947	—
事業報酬	729	3.7%	729	—
購入電力料	6,590	33.5%	6,492	+98
公租公課	432	2.2%	432	—
その他経費	1,241	6.3%	1,241	—
控除収益	▲6,423	▲32.6%	▲6,353	▲70
総原価	15,708	—	15,680	+28
送配電関連費	3,990	20.3%	4,063	▲73
送配電関連費を含む総原価	19,698	100.0%	19,743	▲46
規制部門の総原価（再掲）	3,289	16.7%	3,297	▲8

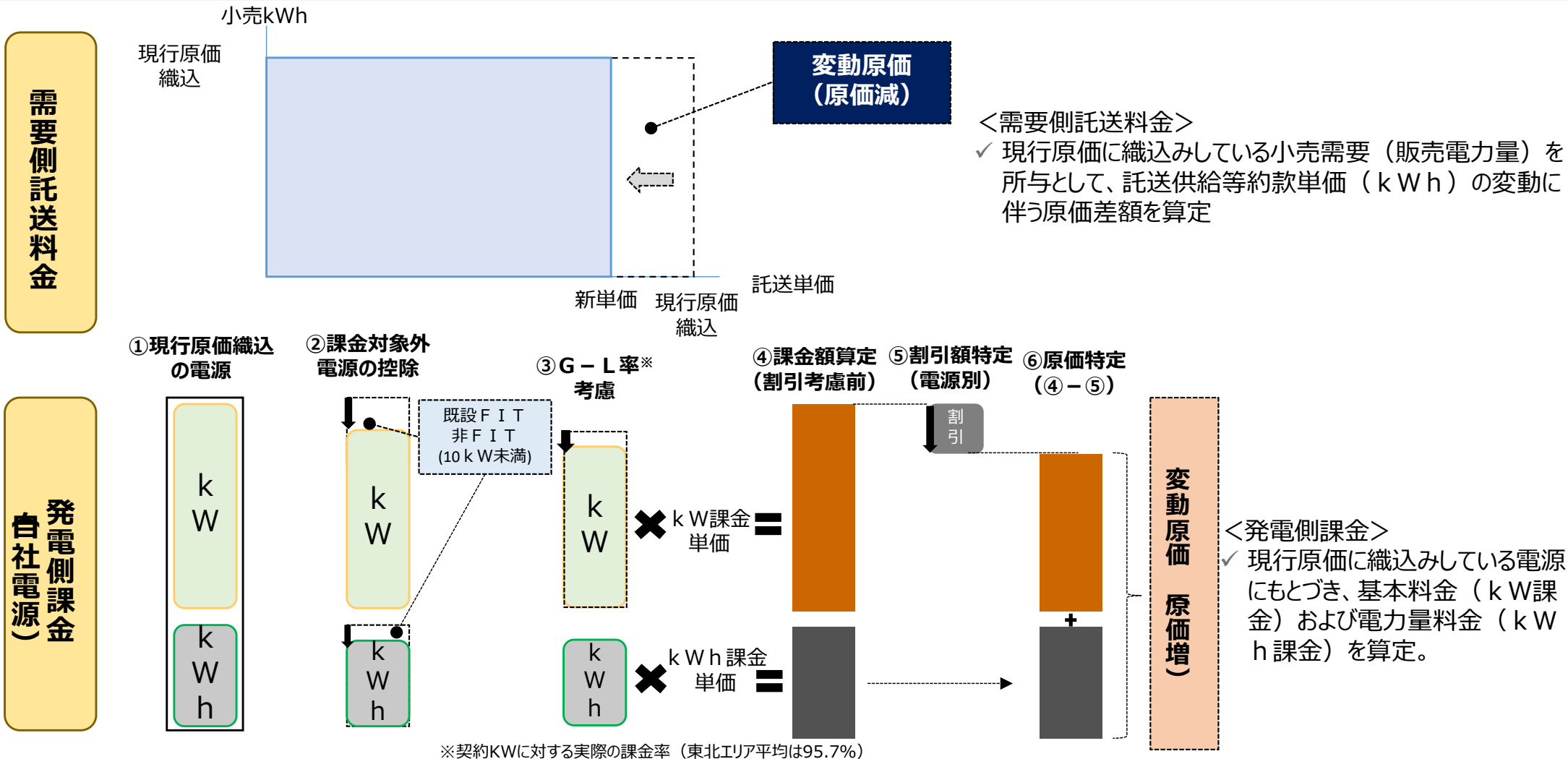
増
 他社購入電力料（=小売部門が他社等から電気を購入するための費用）の増加

減
 他社販売電力料（=発電部門が他社等に電気を販売することで得られる収益）の増加

増
 接続供給託送料（発電部門に新たに課される託送料金分）の増加

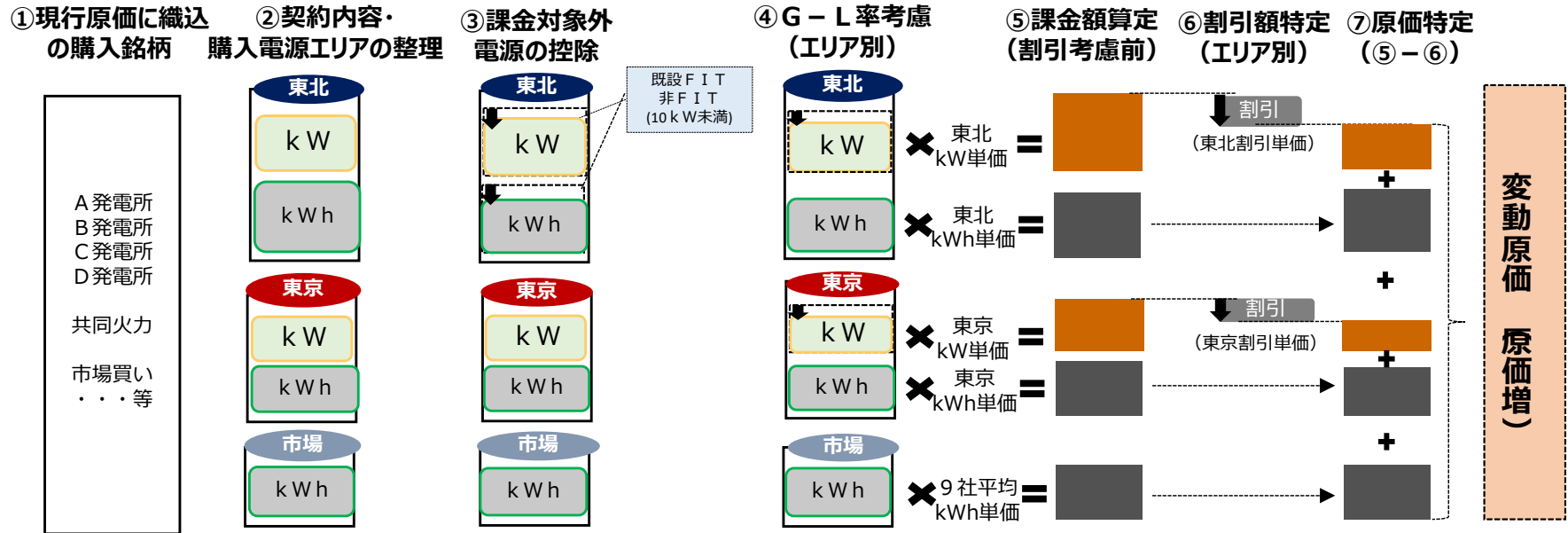
減
 接続供給託送料（小売部門が東北電力ネットワークに支払う託送料金）の減少

- 接続供給託送料（需要側託送料金）については、2023年6月実施の認可原価（以下、「現行原価」）の前提諸元としている小売需要（販売電力量）を所与として、東北電力ネットワークなど一般送配電事業者の託送供給等約款の電力量単価（kWh）の変動を当該需要に乗じることにより、変動原価を算定しています。
- 自社電源に係る接続供給託送料（発電側課金）については、現行原価に織込みしている電源に対する基本料金（kW課金）および電力量料金（kWh課金）を算定しています。

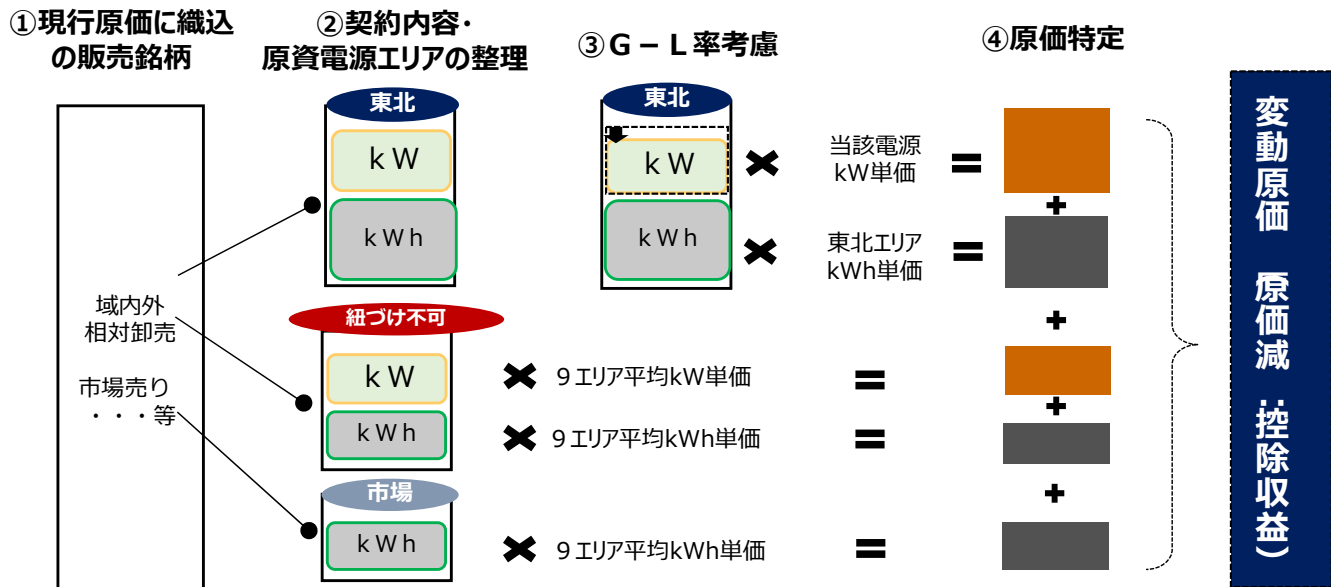


- 他社購入電力料・他社販売電力料については、現行原価の前提諸元としている相対契約や市場取引の内容に基づき、転嫁相当の基本料金（kW課金）および電力量料金（kWh課金）を算定しています。

他社購入電力料



他社販売電力料



<他社購入・販売電力料>
✓ 認可原価に織込みしている相対契約や市場取引の内容に基づき算定。

※9エリア平均単価
沖縄を除く全国9エリアの発電側課金平均単価

補足 1. 総原価への反映結果（変動原価の固定費・可変費への区分）

- 発電側課金の導入により、託送料金は、需要側料金（これまでの託送料金）と発電側料金（新たに設置）の2つの課金体系が設けられることとなります。
- これを踏まえ、現行の小売規制料金の原価算定にあたり前提とした当社の「小売需要」や「発電所」等に対して課されると見込まれる託送料金を原価の変動額として見積もった結果、総原価は▲46億円減少する結果となりました。
- この変動額について、課金の性質（kWに対し課される料金・kWhに対し課される料金）に応じて固定費・可変費に区分した結果は下図のとおりとなります。

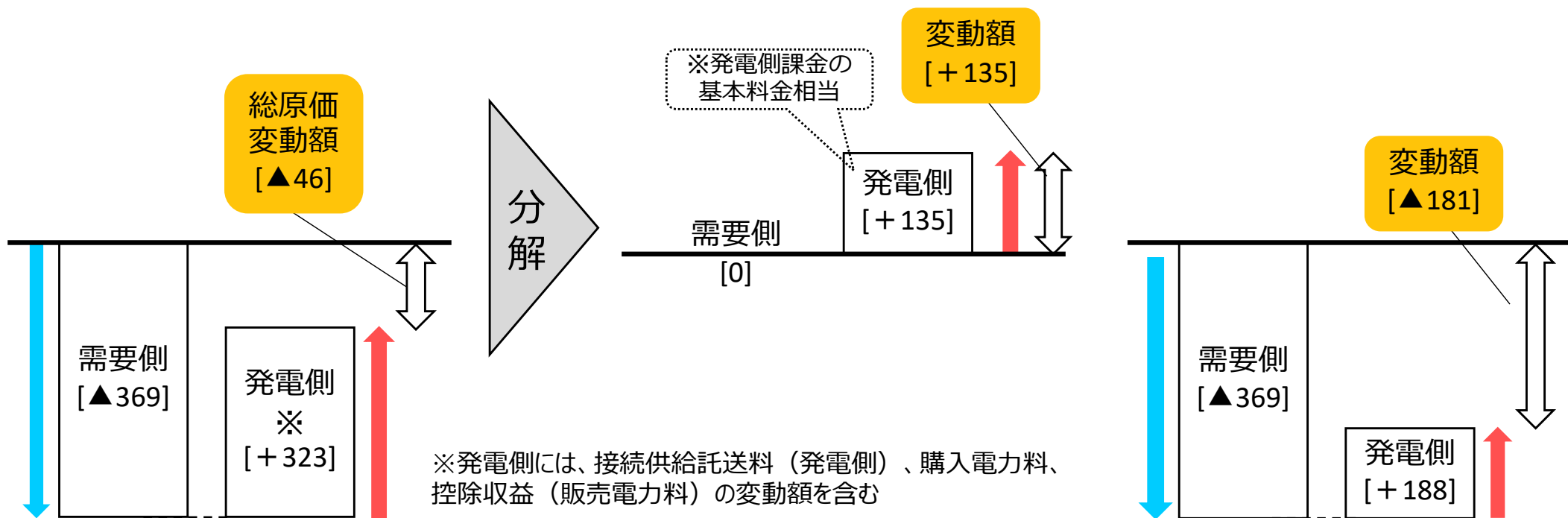
【総原価の変動額（固定費・可変費別）（2023～2025年度の3年平均）】

（単位：億円）

全体原価

固定費

可変費



- 前頁において整理した固定費・可変費の区分結果を基に、「みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則」等において定められた基準（配賦比率）を用いて原価の変動額を規制部門／自由化部門に配分した結果、下表のとおりとなりました。

【変動原価の配分結果（2023～2025年度の3か年平均）】

（単位：億円，円/kWh，億kWh）

	現行原価	変動原価				今回原価	原価単価
		固定費	可変費	合計	(変動単価)		(販売電力量)
合計	19,743	135	▲181	▲46	(▲0.07)	19,698	28.65 (688)

	2:1:1比
規制部門	14.488 %
自由化部門	85.512 %

発受電量比
13.299 %
86.701 %

	現行原価	変動原価				今回原価	原価単価
		固定費	可変費	合計	(変動単価)		(販売電力量)
規制部門	3,297	20	▲28	▲8	(▲0.09)	3,289	37.13 (89)
(参考) 自由化部門	16,446	116	▲153	▲38	(▲0.06)	16,408	27.39 (599)

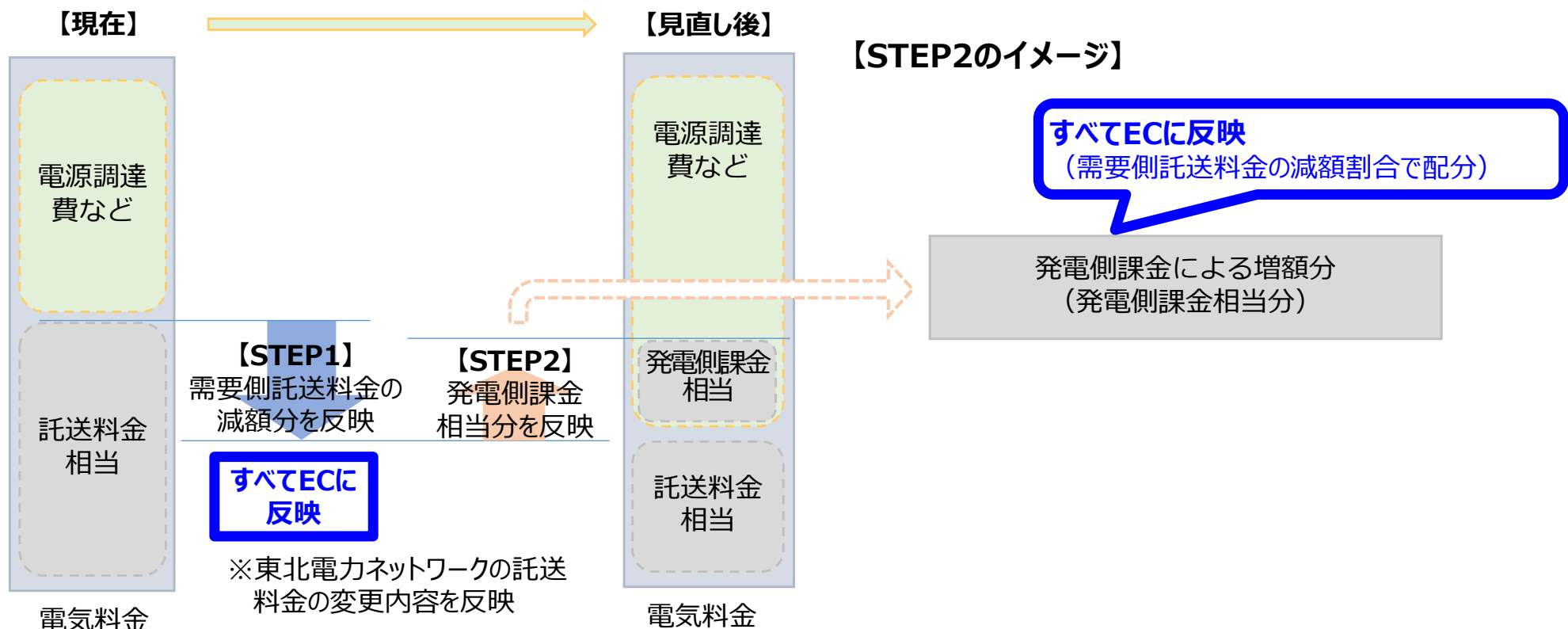
※販売電力量には建設工事用・事業用電力を含まない
 ※端数処理の関係で合計値が一致しない場合がある

- 今回の発電側課金制度の導入により、**小売電気事業者として一般送配電事業者に支払う需要側託送料金が減少**する一方、**発電事業者として一般送配電事業者に支払う発電側課金分および他の発電事業者からの電気購入時に支払う料金に増額反映する発電側課金相当が増加**するため、**それぞれ、電気料金に反映**いたします。

- 具体的には、以下の通り反映いたしました。

STEP1：需要側託送料金の変動分を反映(東北NWの需要側託送料金の新旧ブックレット差を機械的に当てはめ(EC下げ))

STEP2：発電側課金の変動分（発電側課金相当分）を反映



- 発電側課金制度の導入により、これまで小売電気事業者が全額負担していた送配電設備の利用料金について、その一部が発電事業者による負担に変わることになり、当該費用については、卸料金等を通じて小売料金に反映されますが、最終的には最終需要家にご負担いただくこととなります。
- そのため、今回、小売電気事業者が一般送配電事業者に直接支払う需要側託送料金については、電力量料金の引き下げにより反映（下表青枠）されていることから、発電側課金相当の上げ反映についても電力量料金側に反映（下表赤枠）することとし、発電側課金制度導入に伴う当社の費用減影響についてお客さまに等しく還元できるようにしたものです。
- これにより、原則として全てのお客さまが値下げになります（年間を通して不使用の場合を除く）。

(税込)

契約種別	区分	単位	現行単価 (燃調含まない)	変動単価		新単価	差引 (新-現行)	
				需要側託送料金 (STEP1)	発電側課金相当 (STEP2)			
			ア	イ(下記)	ウ	エ=ア+イ+ウ	オ=エ-ア	
従量電灯B	基本料金	10Aあたり	369.60	0.00	0.00	369.60	0.00	
	電力量料金	1段料金	1kWh	29.71	▲0.66	0.57	29.62	▲0.09
		2段料金	1kWh	36.46	▲0.66	0.57	36.37	▲0.09
		3段料金	1kWh	40.41	▲0.66	0.57	40.32	▲0.09
低圧電力	基本料金	1kWあたり	1,300.89	0.00	0.00	1,300.89	0.00	
	電力量料金	夏季	1kWh	27.22	▲0.89	0.76	27.09	▲0.13
		その他季	1kWh	25.77	▲0.89	0.76	25.64	▲0.13

【東北電力NWの需要側託送料金の見直し内容(基本料金の見直しなし)】

(税込)

種別	区分	単位	現行単価	新単価	差引
			カ	キ	ク=キ-カ
電灯標準 接続送電サービス	電力量料金	1kWh	9.24	8.58	▲0.66
動力標準 接続送電サービス	電力量料金	1kWh	9.46	8.57	▲0.89

発電側課金制度導入による費用増分を、規制料金の契約種別ごとに配分後（需要側託送料金の減額割合）、上乗せ単価を算定

- STEP1の需要側託送料金の変動については、託送料金単価の変動分をそのまま対応する小売料金に反映しております。
- 託送供給等約款における契約種別と特定小売供給約款における契約種別の対応関係は以下の通りです。

需要区分	小売種別	託送種別
電灯	定額電灯	電灯定額接続送電サービス
	従量電灯	電灯標準接続送電サービス
	臨時電灯	電灯臨時定額接続送電サービス 電灯臨時接続送電サービス
	公衆街路灯	電灯定額接続送電サービス 電灯標準接続送電サービス
動力	低圧電力	動力標準接続送電サービス
	臨時電力	動力臨時定額接続送電サービス（定額制） 動力臨時接続送電サービス（従量制）
	農事用電力	動力標準接続送電サービス